

平成27年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画の年度末自己評価結果

平成28年6月30日
(独) 酒類総合研究所

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
1 重点的取組						
(1) 一者応札の改善 平成27年度においては、新たに①の取組を実施するとともに、引き続き、②から④の取組を行うことで、競争契約に占める一者応札・応募件数割合を4%ポイント以上引き下げ、平成25年度並みとする。		一者応札に係る改善方策として以下の取組を行った。	左記取組を行った結果、一者応札件数については4件の改善(13件→9件)、件数割合についても12.9%の引き下げ(39.4%→26.5%)となっており、平成25年度一者応札割合35.5%を大幅に下回る結果となった。	A	—	引き続き実施する。
① 物品及び複数年保守の一体調達	○	物品及び複数年保守の一体調達については、乾式複写機の調達で活用(保守契約は平成28年度から5年間の複数年契約)、保守契約については平成26年度の取引実績による比較で単年で約246万円のコスト削減を予定している。		A	—	引き続き実施する。
② 公告期間の十分な確保		公告期間を休日を除く11日間以上とすることを徹底し、新規参入業者が入札への参加を検討する期間の延伸に努めた。		A	—	引き続き実施する。
③ 業務等準備期間の十分な確保		仕様書の作成時から業者等に聴き取りを行い、調達における必要な準備期間の把握のほか、可能なものについては入札時期を早めることにより、業務開始までの十分な準備期間及び業務履行期間の確保に努めた。		A	—	引き続き実施する。
④ 業者等からの聴き取り		③の取組のほか、入札説明を受けたものの、入札への参加を取り止めた業者等から、取止めを決定した要因の聴き取りを行うことで不参加の理由を把握した。		A	—	引き続き実施する。

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
(2) 汎用的な物品・役務に関する調達 調達コスト低減等の観点から、平成27年度においては、立地条件も配慮しながら、新たに共同調達の取組を実施する。共同調達の実施品目については、6品目以上とする。また、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。	○	過年度調達の分析や共同調達先及び契約の選定を行い、広島国税局及び中国財務局と共同調達を実施した。	「清掃業務」及び「緑地維持管理業務」等の7品目について共同調達を実施したが、事務量が縮減されるとともに、約134万円のコスト削減（平成26年度の契約金額との比較可能な案件を単純集計）となった。	A	—	引き続き実施する。
2 調達に関するガバナンスの徹底						
(1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会（委員長は契約責任者）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急の必要によりただちに随意契約を行わなければならない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。		新たに随意契約を締結することとなった3件の契約について、契約審査委員会による点検を受け、問題ない旨を確認している。	新たな随意契約について点検を受けることにより、契約事務の透明性の確保に努めることができた。	A	—	引き続き実施する。
(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 調達に関する内部チェックマニュアル兼チェックシート（以下「マニュアル」という。）を作成し、自主点検を行う。マニュアルについては、内容に逸脱が無いか、以下の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を行う。 （チェックの観点） ・他法人等で発生した不祥事の原因 ・研究所会計規程等に適合	○	計画で定めたチェックの観点に基づき改訂を行い、平成27年度において自己点検に活用した。	マニュアルの改訂により、内部牽制機能の向上を図ることができた。	A	—	マニュアルについては、今後活用を行い自己点検に活用する。

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
3. 自己評価の実施						
年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	○	年度末終了時に調達等合理化計画の自己評価を行った。	自己評価結果を各課部門に周知し、今後の調達改善の取組に反映させる。	A	—	引き続き実施する。
4. 推進体制						
(1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。	○	上半期終了後に開催し、計画の進捗状況の確認を行った。	的確に上半期における計画の進捗状況を把握することができた。	A	—	引き続き実施する。
(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。		調達等合理化計画の策定開催1回、契約案件の事後点検開催2回の計3回開催し、外部有識者及び監事から意見徴収を行い、審議概要について公表を行った。	監事及び外部有識者からの意見を今後の取組の参考とすることができた。	A	—	引き続き実施する。
5. その他						
調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。	○	平成27年度調達等合理化計画及び自己評価結果についてホームページで公表を行った。	取組の透明性を確保することができた。	A	—	引き続き実施する。

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組